

○農林水産省令第 号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第七条（同法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

<p>(検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示) 第十三条 法第七条(法第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができる家畜又はその死体の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。</p>		
<p>家畜又はその死体の種類 (略) ブルセラ病、結核病又はヨーネ病の検査を行った第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛(患畜及び疑似患畜を除く。)</p>	<p>箇所 (略)</p>	<p>標識の種類及び様式 (略)</p>
<p>豚コレラ予防液の注射を行った豚及びいのしし (略)</p>	<p>背部 (略)</p>	<p>塗装 「V」の文字 (略)</p>

改正前

<p>(検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示) 第十三条 法第七条(法第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができる家畜又はその死体の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。</p>		
<p>家畜又はその死体の種類 (略) ブルセラ病、結核病又はヨーネ病の検査を行った第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛(患畜及び疑似患畜を除く。)</p>	<p>箇所 (略)</p>	<p>標識の種類及び様式 (略)</p>
<p>(新設) (略)</p>	<p>(新設) (略)</p>	<p>(新設) (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。